

- ◆1面  
●投票できる方  
●お身体の不自由な方には  
●投票所整理券
- ◆2面  
●期日前投票のご案内
- ◆3面  
●投票所での新型コロナウイルス感染症対策
- ◆4面  
●様々な不在者投票のご案内  
●選挙公報の配布

## 一票に 思いを込めて 投票に

# 投票日 新宿区議会議員選挙

## 4月23日(日) 【告示日】4月16日(日) 【投票時間】午前7時～午後8時まで



区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行ったうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にはご理解をお願いいたします(詳しくは、3面をご覧ください)。



### ◆今回投票できる方◆

今回の新宿区議会議員選挙で投票できる方は、「新宿区の選挙人名簿に登録」されていて、「投票する日現在において新宿区内に住所がある方」です。

なお、今回の選挙で、新たに新宿区の選挙人名簿に登録される方は、以下1～3の要件をすべて満たす方です。

- 1 平成17年4月24日までに生まれた日本国民であること。
- 2 令和5年1月15日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
- 3 令和5年4月15日まで、引き続き新宿区に住所登録があること。

#### ■新宿区に転入した方

令和5年1月16日以降に、新宿区へ転入の届出をした方は、今回の新宿区議会議員選挙では**投票できません**。

※ただし、新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、他の区市町村に転出した後、1ヶ月以内に新宿区に再び転入届を提出(再転入)し、投票する日現在3ヶ月以上新宿区に住んでいる場合、投票することができます。

この場合、転出した日付によって、投票が可能となる日が異なりますので、該当する方は、区選挙管理委員会までお問い合わせください。

#### ■新宿区から転出した方

新宿区から転出した方は、新宿区の選挙人名簿に登録があっても、**投票できません**。ただし、4月17日から23日までの間に新宿区から転出する場合は、転出する当日(「転出届を提出する日」ではなく、「実際に引越しをする日」)までは、投票できます。

なお、転出から1ヶ月以内に新宿区へ再転入された方は、前述の※の記述をご参照ください。

#### ■新宿区内で転居した方

(1) 3月31日(金)までに、区内で転居の届出をされた方は、**新住所地の投票所**で投票してください。

(2) 4月1日(土)以降に、区内で転居の届出をされた方は、**前住所地の投票所**で投票してください。

※上記(1)(2)の記述は、いずれも、4月23日(日)の投票日当日に投票する場合に限り該当します。期日前投票をご利用される方は、区内のどの期日前投票所でも投票が可能です【2面参照】。

### ◆お身体の不自由な方には◆

#### ■代理投票

心身の故障等で、投票用紙への自書が困難な方は、代理投票ができます。投票所の職員が、候補者名をお聞きし、ご本人に代わって投票用紙へ記載いたします。ご希望の方は、受付にてお申し出ください。

なお、ご家族等が代わりに記載することは、法律上できません。

#### ■点字投票

目が不自由で、点字による記載が可能な方は、点字投票ができます。点字器は、全ての投票所に備え付けてありますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。なお、点字版の候補者一覧、点字版の「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)もご用意しています。

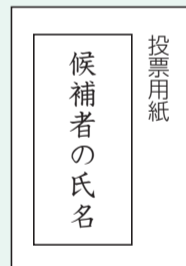
#### ■その他

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・ルーペ・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等をご用意しています。車いすのまま利用できる記載台もございます。必要な方は、係員までお申し出ください。

### ◆投票の記載方法◆

投票用紙には「候補者の氏名」を1名のみ記載してください。候補者の氏名以外は書かないでください。

候補者の氏名が正しく記載されていても、それ以外に unnecessary 記載(欄外や裏面を含む)があった場合は、投票が無効となる場合がありますのでご注意ください。



大切な一票が無駄にならないように正しく記載しなごちやね!



### ◆投票・開票速報◆

開票は、4月23日(日)の午後8時45分より、新宿コズミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行います。

投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区のホームページでご覧いただけます。

### ◆投票所整理券について◆

住民票の世帯ごとに、投票所整理券を封書でお送りします。投票の際は、印字されているご自身のお名前をよくご確認ください。

新宿区の選挙人名簿に登録がある方で、投票する日現在において選挙権がある方であれば、投票所整理券が未着の場合や、紛失された場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。



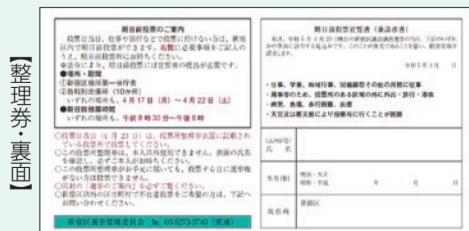
なお、投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿の登録要件を満たさなかった場合、要件を満たさないことが判明した場合は投票できません。



表面に印字された、ご自身のお名前をよくご確認ください。

誤って、ご家族の整理券をお持ちにならないようご注意ください。

なお、この地図は、4月23日(投票日当日)にお越しの際の投票所です。



裏面は「期日前投票宣誓書(兼請求書)」です。あらかじめ、ご自宅等でご記入のうえお持ちいただくと、スムーズに受付ができます。

また、4月23日(投票日当日)にお越しになる場合は、記入不要です。

# 期日前投票の積極的なご利用をお願いします

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、投票日当日の投票所における混雑を緩和するため、期日前投票制度をぜひご利用ください。また、投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方も期日前投票ができます。

## 期日前投票のご案内

○期日前投票ができる場所・日時は下表のとおりです。

期日前投票所名	所在地	日時
区役所第一分庁舎	歌舞伎町1-5-1	いずれの期日前投票所も  <b>【時間】</b> <b>午前8時30分～午後8時</b>  <b>【期間】</b> <b>4月17日(月)～4月22日(土)</b>
四谷特別出張所	内藤町87	
笹笥町特別出張所	笹笥町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

○持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえお持ちください。

1面の「今回投票できる方」の要件を満たしている方で、投票所整理券が届いていない、または紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けの「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。印鑑は不要です。

○住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、左表のいずれの期日前投票所でもすることができます。

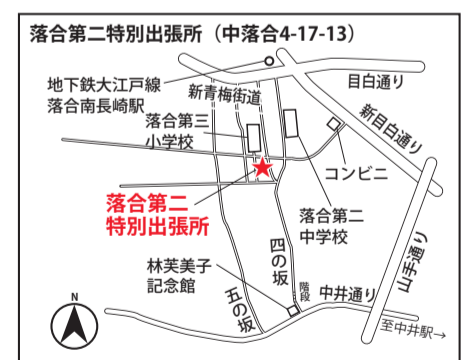
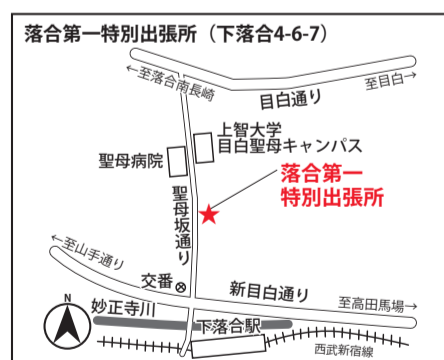
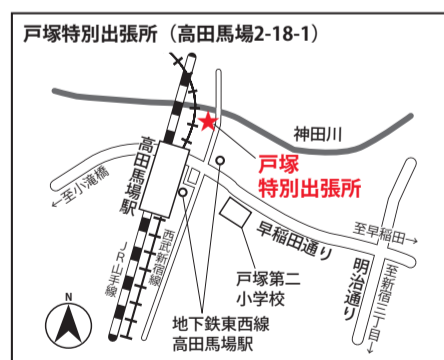
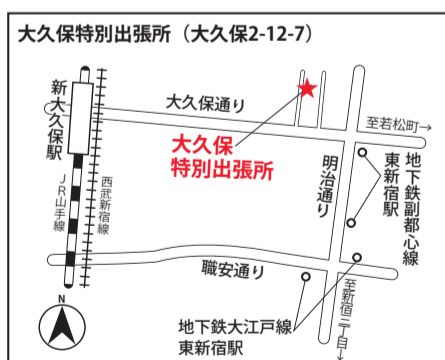
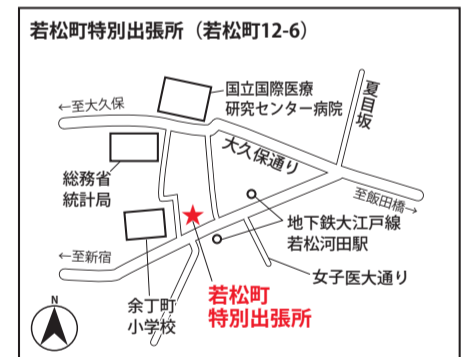
ただし、投票日当日(4月23日(日))は、決められた投票所でのみ投票できます。投票所整理券をご確認ください。

○長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票をすることができます。【詳しくは4面を参照】

○新型コロナウイルス感染症に対する対策はとられていますか？

投票日当日の投票所と同様に、期日前投票所においても、新型コロナウイルス感染症対策を行います。投票される皆様にはご理解をお願いいたします。【詳しくは3面を参照】

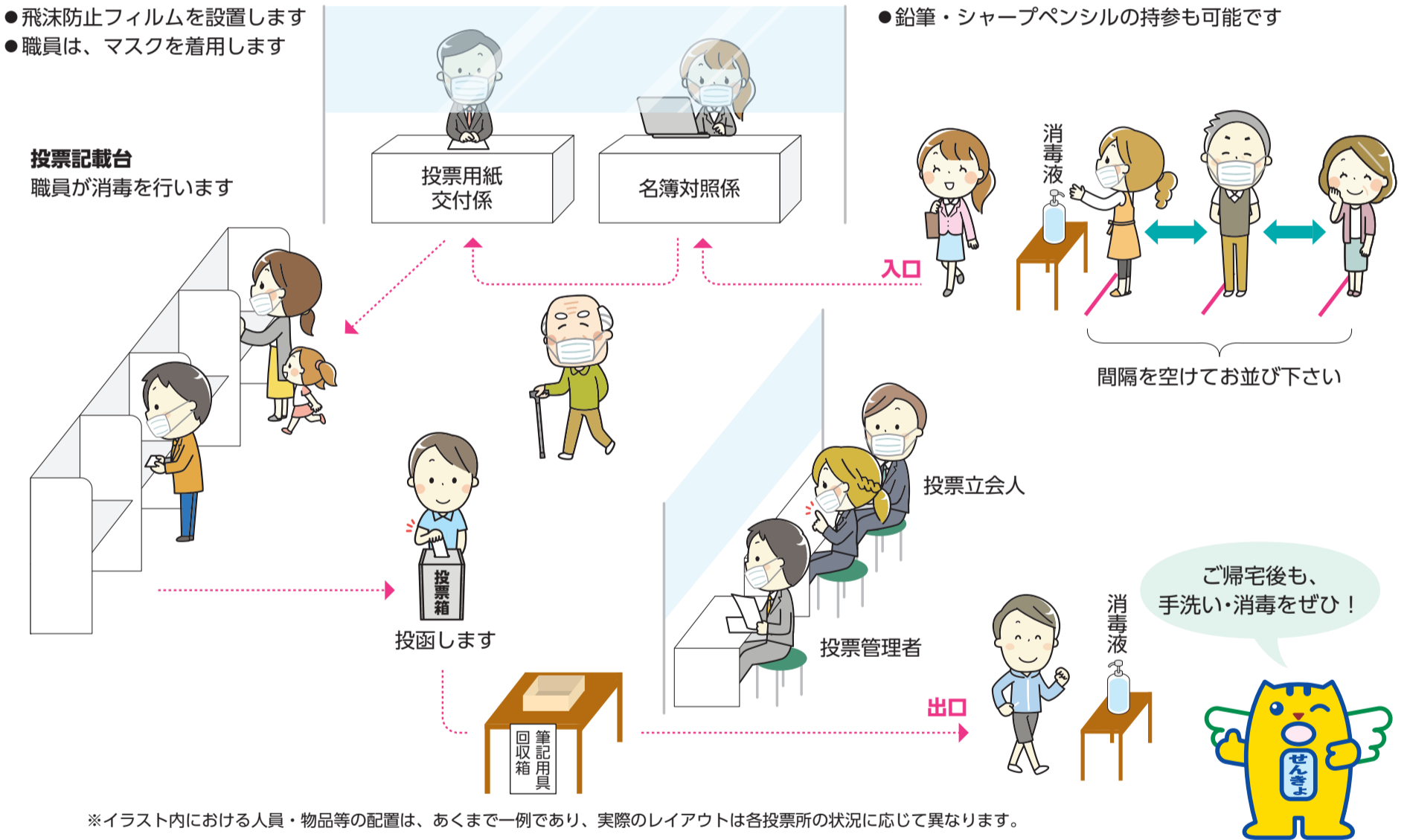


# 投票所における新型コロナウイルス感染症対策

**新宿区では、有権者の皆様が安心して投票できるよう、投票所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を、以下のとおり実施します**

- すべての投票所(期日前投票所を含む)に、消毒用アルコールを設置します。
- 投票所の職員は、マスクを着用し、手洗い及び手指の消毒を励行します。
- 名簿対照係及び投票用紙交付係・投票管理者及び投票立会人の面前には、飛沫防止フィルムを設置し、有権者と職員間における感染リスクの低減に努めます。
- 消毒済みの鉛筆を用意しています(鉛筆やシャープペンシルをご持参いただくことも可能です)。
- 投票記載台や、貸出し物品(老眼鏡・ルーペ・点字器など)についても消毒を行います。
- 投票所内は、換気を適宜実施します。
- 期日前投票所における混雑・集中緩和のために、区選挙管理委員会特設ホームページ上で投票者数に関する情報を提供します。

※ 特設ホームページには「前回(平成31年)の新宿区議会議員選挙及び令和4年11月13日執行の新宿区長選挙時における期日前投票所別投票者数」を参考として掲載するとともに、「今回の新宿区議会議員選挙における日ごとの期日前投票所別投票者数」を毎日更新いたします。



## 感染防止対策として、ご来場の皆様にも、以下のご協力をお願いいたします

- ご来場の際の手指のアルコール消毒、投票所内の咳エチケットにご協力ください。
- ご自身で鉛筆・シャープペンシルをご持参いただくことも可能です。\*1
- お並びいただく際は、一定の間隔を空けるようお願いいたします(ソーシャル・ディスタンスの確保)。
- **期日前投票**を、ぜひ積極的にご活用ください。スムーズな受付のために、あらかじめ**投票所整理券の裏面**にある「**期日前投票宣誓書(兼請求書)**」のご記入をお願いします。
- **マスクの着用は、個人の判断に委ねられています。但し、投票所の混雑時など、人と人との距離が保ちにくい場合や、基礎疾患をお持ちの方、重症化リスクの高い高齢者の方々へ配慮が必要と思われる場合は、着用を推奨いたします。\*2**

\*1 鉛筆・シャープペンシルを推奨しております(投票用紙は樹脂製で乾きにくいいため、ボールペン・水性ペン等では、インクで他の投票用紙が汚れたり、投票用紙同士がくっついたり、文字がにじんで判読が困難になる恐れがあります。ただし、鉛筆・シャープペンシル以外の筆記用具を拒否するものではありません。)

\*2 マスクは、投票所にもご用意しています。必要な場合は係員にお申し出ください。

### ◆旅行地・滞在地での不在者投票◆

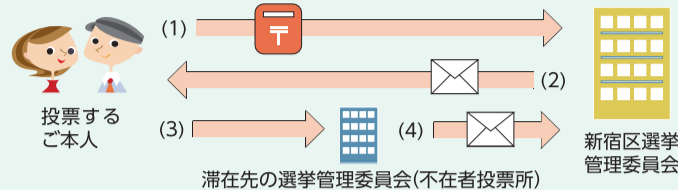
長期の出張や旅行などで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

不在者投票ができるのは、**4月17日(月)～4月22日(土)**※です。投票用紙等の請求・送付は郵便で行いますので、お早めにお手続きください。

※不在者投票所の場所や投票可能な日時は、自治体によって異なります。特に、滞在先の区市町村が選挙期間中でない場合、投票可能な期間・時間は、その区市町村の選挙管理委員会の執務時間中(4月17日(月)から4月21日(金)の午前8時30分から午後5時まで)となります。必ず、事前に滞在先の区市町村の選挙管理委員会にご確認ください。

- (1) 投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。  
※請求書は、新宿区のホームページからダウンロードしていただくか、または右の【記載例】を参考に、便箋等に必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。  
※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で請求してください(但し、必要な申請ツール等をお持ちの方は、電子申請が可能な場合があります。詳しくは、区選挙管理委員会特設ホームページをご覧ください)。
- (2) 請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、告示日の4月16日(日)以降に(17日以降の到着分は、受付が済み次第)、「投票用紙の送付先」に記載された住所あて、レターパックプラスで投票用紙等をお送りします。
- (3) 滞在先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で投票してください。

※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。  
(4) 投票用紙等は、滞在先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(4月23日)を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。



**【記載例】 投票用紙等請求書**

私は令和5年4月23日執行の新宿区議会議員選挙の当日、〇〇(←投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和5年〇月×日

1 氏名(ふりがな)      2 生年月日  
3 新宿区での住所      4 投票用紙の送付先住所  
5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

### ◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、**4月19日(水)まで**(※)に不在者投票の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。詳しくは区選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類等	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限(4月19日(水))を過ぎてからは、今回の新宿区議会議員選挙の郵便等による不在者投票の請求はできません。お早めにお手続きください。

### ◆指定病院等に入院・入所している方の不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問合せください。新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

慶應義塾大学病院	特別養護老人ホーム マザアス新宿
大久保病院	特別養護老人ホーム 神楽坂
JCHO 東京新宿メディカルセンター	特別養護老人ホーム もみの樹園
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム みさよはうす富久
国立国際医療研究センター病院	特別養護老人ホーム 新宿和光園
JCHO 東京山手メディカルセンター	有料老人ホーム ONODERAナーシングヴィラルネスサ四谷
目白病院	有料老人ホーム グランダ哲学堂公園
聖母病院	有料老人ホーム せらび新宿
東京医科大学病院	有料老人ホーム コミュニケア24癒しの新宿御苑
春山記念病院	有料老人ホーム メディアシスト市谷柳町
林外科病院	有料老人ホーム しまナーシングホーム飯田橋
特別養護老人ホーム 原町ホーム	有料老人ホーム グランヴィ神楽坂
養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
特別養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
北山伏特別養護老人ホーム あかね苑	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑	指定障害者支援施設 新宿けやき園
特別養護老人ホーム 新宿けやき園	

### ◆特例郵便等投票◆

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方(※1)で、**一定の要件を満たす場合**、郵便等により投票をすることができます。なお、請求には期限があります(※2)。詳しくは、区選挙管理委員会特設ホームページをご覧ください。(https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/202304senkyo.html)

※1 濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。マスクの着用や手指の消毒など、感染防止対策を徹底したうえで、投票所での投票をお願いします。

※2 請求期限(4月19日(水))を過ぎてからは、今回の新宿区議会議員選挙における特例郵便等投票の請求はできません。お早めにお手続きください。

### ◆選挙公報を配布します◆

4月22日(土)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設にも置きます。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会までご連絡ください。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。こちらでも区選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、区選挙管理委員会の特設ホームページ(https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/202304senkyo.html)でも選挙公報がご覧になれます。公開は4月17日(月)頃の予定です。

### ◆選挙管理委員会公式ツイッター◆

新宿区選挙管理委員会公式ツイッターでは、今回の新宿区議会議員選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご利用ください。

アカウント名: @shinjuku\_senkan (新宿区選挙管理委員会)

URL: https://twitter.com/shinjuku\_senkan



二次元コード

### ◆投票所への移動に関する支援◆

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、難病等でも支援が受けられる場合があります。

介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方、または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- ◆視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・これらに準ずる難病等の方  
→ 障害者福祉課支援係 ☎(5273) 4583・☎(3209) 3441
- ◆介護保険の「要介護」の認定を受けている方  
→ 介護保険課給付係 ☎(5273) 3497・☎(3209) 6010
- ◆介護保険の「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方  
→ 地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273) 4568・☎(6205) 5083

### ◆候補者の情報◆

候補者の氏名・経歴・政見・写真等の情報は、以下から入手可能です。

- (1) 選挙管理委員会が提供するもの
    - ・選挙公報(区選挙管理委員会特設ホームページへも掲載)
    - ・公営ポスター掲示場(区内379か所)
  - (2) 各候補者が選挙運動として利用できるもの
    - ・ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッター、動画サイト等)
    - ・電子メール(但し、候補者以外は発信・転送できません)
    - ・選挙運動用ビラ、街頭演説、個人演説会など
- ※上記媒体の活用の有無は、各候補者に委ねられているため、必ずしも全ての候補者について行われるとは限りません。